明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○総務省組織令の一部を改正する政令（一八三）　三
○厚生労働省設置法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一八四）　六
○厚生労働省組織令等の一部を改正する政令（一八五）　九
○原子力災害対策特別措置法施行令の一部を改正する政令（一八六）　九
○港湾法の一部を改正する法律の施行期日を定める政令（一八七）　九
○港湾法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（一八八）　九
○過労死等防止対策推進協議会令の一部を改正する政令（一八九）　九
〔府　令〕
○地域再生法施行規則の一部を改正する内閣府令（内閣府三九）　九
〔府令・省令〕
○原子力災害対策特別措置法に基づき原子力事業者が作成すべき原子力事業者防災業務計画等に関する命令の一部を改正する命令（内閣府・原子力規制委一）　二
〔省　令〕
○総務省組織規則の一部を改正する省令（総務四七）　二
○地方税法施行規則の一部を改正する省令（同四八）　三
○学校教育法施行規則の一部を改正する省令の一部を改正する省令（文部科学二九）　三
○港湾法施行規則及び地方整備局組織規則の一部を改正する省令（国土交通四三）　四
〔規　則〕
○会計検査院事務総局事務分掌及び分課規則の一部を改正する規則（会計検査院六）　二〇
○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則（原子力規制委八）　三
〔告　示〕
○道路交通法第百十条第一項の規定に基づき自動車専用道路を指定する件の一部を改正する件（国家公安委三四）　四
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第一項の規定に基づき国際テロリストを公告する件（同三五）　四
○国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法第三条第二項の規定に基づき、公告事項に変更があった公告国際テロリストを公告する件（同三六）　四
○国際連合安全保障理事会決議に基づく資産凍結等の措置の対象となるタリバーン関係者等を指定する件の一部を改正する件（外務二三九）　四
○平成三十年四月一日から平成三十二年三月三十一日までの間における小学校学習指導要領の特例を定める件（文部科学九三）　四
○平成三十年四月一日から平成三十三年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の特例を定める件（同九四）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律第四条第五項第三号の規定に基づき厚生労働大臣が指定する要指導医薬品の一部を改正する件（厚生労働二四五）　五
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第二百十六条の二第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する医薬品及び期間の一部を改正する件（同二四六）　六
○厚生労働省組織令等の一部を改正する政令の施行に伴う厚生労働省関係告示の整理に関する告示（同二四七）　六
○港湾の開発、利用及び保全並びに開発保全航路の開発に関する基本方針（国土交通六八一）　六
○原子力災害対策特別措置法施行令第二条の二の規定に基づき都道府県を指定する件（原子力規制委六）　七
○原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴う原子力規制委員会関係規則の整備等に関する規則の施行に伴う原子力規制委員会関係告示の整理に関する告示（同七）　七

（以下次のページへ続く）

本日公布された法令の「あらまし」は、次のページに掲載されています。